

裁 決 書

審査請求人



処 分 庁 西尾市長 中 村 健

審査請求人が、令和元年7月19日に提起した処分庁による平成31年度市民税・県民税賦課処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（市民税・県民税賦課処分に関する件（令和元年度（税）第2号））について次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 処分庁は、審査請求人の平成30年分の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第23条第1項第13号及び第292条第1項第13号）が西尾市市税条例（昭和43年西尾市条例第17号。以下「市税条例」という。）第24条第2項で規定する市民税及び県民税の均等割（以下「均等割」という。）の非課税対象となる金額を超えるため、審査請求人に対し平成31年度市民税・県民税の賦課処分となる均等割の課税を行い、納税通知書を令和元年6月中旬に送付した。
- 2 審査請求人は、同年7月19日、西尾市長に対し、本件処分の無効を求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

本件審査請求の争点は、①「均等割を賦課したことの是非について」及び②「法ではなく一般図書を参考に賦課したとすることの是非について」の2点に整理される。

各争点に関する審理関係人の主張の要旨は以下のとおりである。

1 審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分を無効とする裁決を求めている。

(1) 均等割を賦課したことの是非について

平成30年分の合計所得が赤字だったにもかかわらず、均等割が賦課されたため無効である。

(2) 法ではなく一般図書を参考に賦課したとすることの是非について

本件処分は、法律ではなく民間の税理士によって著作された一般の参考図書に基づいてなされているため、本件処分は無効である。

2 処分庁の主張

処分庁は、おおむね次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

(1) 均等割を賦課したことの是非について

審査請求人の平成30年分の所得は営業所得、農業所得、不動産所得、長期譲渡所得、上場株式等に係る譲渡所得及び先物取引に係る雑所得があり、法の規定により赤字所得と黒字所得を損益通算し、先物取引に係る過去分の損失の繰越控除を適用した結果、所得割額の課税標準となる総所得金額等は赤字となり、所得割額は非課税となる。しかし、均等割額については、前年の合計所得金額が一定の基準に従い市町村の条例に定める金額以下である者については、均等割を課することができないこととされており（法第24条の5第3項及び第295条第3項）、市税条例第24条第2項において、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さないこととされており、扶養親族を1人有する審査請求人においては、合計所得金額が728,000円を超える場合に均等割を課することとなる。

合計所得金額とは、純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額とされており（法第23条第1項第13号、第292条第1項第13号、法附則第33条の2第1項、第3項第1号、第5項、第7項第1号、第33条の3第1項、第5項、第7項第1号、第34条第1項、第3項第1号、第4項、第6項第1号、第35条第1項、第4項第1号、第5項、第8項第1号、第35条の2第1項、第4項第1号、第5項、第8項第1号、第35条の2の2第1項、第4項、第5項、第8項、第35条の4第1項、第2項第1号、第4項及び第5項第1号）、また、損益通算については、各種所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、政令で定める順序によりこれを他の各種所得の金額から控除

することとされている（所得税法（昭和40年法律第33号）第69条第1項）が、上場株式等に係る譲渡所得、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失がある場合には、その損失はなかったものとみなされ、他の所得との損益通算の対象からは除外されている。（法附則第35条の2の2第1項、第5項、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「租特法」という。）第37条の10第6項、第37条の11第6項、法附則第35条の4第1項、第2項第2号、第4項、第5項第2号、租特法第41条の14第1項及び第2項第2号）

審査請求人の平成30年分の所得は、営業所得（－250,631円）、農業所得（－39,413円）、不動産所得（0円）、長期譲渡所得（38,698円）があり、損失をこれらの所得間で損益通算することが可能であるが、上場株式等に係る譲渡所得（－9,668円）及び先物取引に係る雑所得（1,519,611円）については他の所得との損益通算を行うことができない。

また、均等割額の算定の基となる合計所得金額は、純損失又は雑損失の繰越控除前の所得金額であることから、審査請求人の合計所得金額は1,519,611円となり、均等割額の非課税対象となる728,000円を超えるため均等割額5,500円（法第38条、第310条、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）第2条及びあいち森と緑づくり税条例（平成20年条例第2号）第2条）を賦課した。

(2) 法ではなく一般図書を参考に賦課したとすることの是非について

当該書籍については、あくまでも参考図書として使用しているにすぎず、本件処分は、関係法令に基づき実施したものである。

理 由

1 均等割を賦課したことの是非について

- (1) 均等割は、前年の合計所得金額が一定の基準に従い市町村の条例に定める金額以下である者については課することができないこととされており（法第24条の5第3項及び第295条第3項参照）、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さないこととされている（市税条例第24条第2項参照）。審査請求人についてみると、扶養親族を1人有しているとのことから、合計所得金額が728,000円を超える場合に均等割が課されると解される。
- (2) 合計所得金額については、純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等

に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額とされており（法第23条第1項第13号、第292条第1項第13号、法附則第33条の2第1項、第3項第1号、第5項、第7項第1号、第33条の3第1項、第5項、第7項第1号、第34条第1項、第3項第1号、第4項、第6項第1号、第35条第1項、第4項第1号、第5項、第8項第1号、第35条の2第1項、第4項第1号、第5項、第8項第1号、第35条の2の2第1項、第4項、第5項、第8項、第35条の4第1項、第2項第1号、第4項及び第5項第1号参照）、また、損益通算については、各種所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、政令で定める順序によりこれを他の各種所得の金額から控除することとされている（所得税法（昭和40年法律第33号）第69条第1項参照）が、上場株式等に係る譲渡所得、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失がある場合には、その損失はなかったものとみなされ、他の所得との損益通算の対象からは除外されている（法附則第35条の2の2第1項、第5項、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「租特法」という。）第37条の10第6項、第37条の11第6項、法附則第35条の4第1項、第2項第2号、第4項、第5項第2号、租特法第41条の14第1項及び第2項第2号参照）ことが定められている。

- (3) 審査請求人の平成30年分の所得は、営業所得（－250,631円）、農業所得（－39,413円）、不動産所得（0円）、長期譲渡所得（38,698円）があり（平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B参照）、上記(2)を踏まえると、損失をこれらの所得間で損益通算することが可能であるが、上場株式等に係る譲渡所得（－9,668円）及び先物取引に係る雑所得（1,519,611円）については、他の所得との損益通算を行うことができないものと認められる。

また、均等割額の算定の基となる合計所得金額は、純損失又は雑損失の繰越控除前の所得金額であることから、審査請求人の合計所得金額は1,519,611円となり、上記(1)でも述べたとおり、均等割額の非課税対象となる728,000円を超えるため、均等割額5,500円（法第38条、第310条、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）第2条及びあいち森と緑づくり税条例（平成20年条例第2号）第2条参照）が賦課されたものである。

- (4) 以上の点について、本件処分は法令に基づき実施されており、何ら違法又は不当な点は認められない。

2 法ではなく一般図書を参考に賦課したとすることの是非について

処分庁から提出された当該図書（平成30年度版要説住民税 市町村税務研究会編）については、法に準拠した一般的な解説書であり、処分庁が本件における説明

時に審査請求人に使用したことや、市民等に対して賦課内容を説明する際の資料として使用することは、単に法令の条文を示すよりも丁寧な対応であるといえ、問題は認められない。また審査請求人は「法ではなく当該図書に基づき本件処分がなされた」と主張するが、それは当該図書と法の内容が同一であるがゆえのものであり、上記１のとおり、本件処分は法令に基づき実施されていることから、何ら違法又は不当な点は認められない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第４５条第２項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和２年１月１７日

審査庁 西尾市長 中 村 健